

会計処理規程に関する細則

平成 25 年 6 月 18 日制定
平成 25 年 7 月 23 日一部改正
平成 28 年 1 月 20 日改正
令和 8 年 1 月 16 日改正

公益社団法人日本工学会の会計処理に関し、「区分経理の内訳」および「公益充実資金」について定める。

(区分経理の内訳)

会計処理規程（令和 8 年 1 月 16 日改正）第 4 条第 3 項「公益事業 1」「公益事業 2」の事業の内容に応じてさらに区分するもの、は以下とする。

1. 公益事業 1（定款第 4 条 1 号、2 号、3 号、4 号）
 - (1) 学協会連携（会長・フェロー懇談会、事務研究委員会、分野共同シンポジウム、等）
 - (2) 国内・国際会議、国内・国際シンポジウム、等
 - (3) 理論応用力学コンソーシアム

2. 公益事業 2（定款第 4 条 4 号）
 - (1) 技術者教育・CPD 促進事業（CPD 協議会）
 - (2) 科学技術人材育成事業（科学技術人材育成コンソーシアム）
 - (3) 技術倫理促進事業（技術倫理協議会）

(公益目的保有財産：基本財産、公益充実資金)

会計処理規程（令和 8 年 1 月 16 日改正）第 16 条第 2 項(2)に定める公益充実資金は以下とする。

1. 本会の公益充実資金は、本会の公益事業（公益事業 1 および公益事業 2）の継続的实施かつ強化に係る費用等の支出に充てるののために必要な資金として積み立て、用途は会計区分公益事業（公益事業 1 および公益事業 2）に限定し、これ以外の目的への取り崩しには、理事会の承認を要する。
公益充実資金の果実は、会計区分公益事業に繰入れる。

2. 本会の公益充実資金の積立内容と積立限度額は別途定める。

(附 則)

本細則の改正は、令和 8 年 1 月 16 日改正から施行、適用する。